

建築物等の解体・改修工事に係る 石綿粉じんの規制について

石綿（アスベスト）含有建材は平成16年頃まで多くの製品が製造されていましたが、平成18年9月に一部の特殊製品を除き、石綿製品の製造・使用等が全面禁止されました。

現在は、現存する石綿使用建築物の解体等工事において周辺への飛散防止が最も重要な課題となっており、その対策として大気汚染防止法や兵庫県環境と保全に関する条例による対象工事の届出義務、作業基準の遵守義務等が規定されています。

石綿使用建築物の解体工事等に関する注意事項

- 施工前に石綿の事前調査を徹底して行い、その結果を工事現場で公衆の見やすいところに掲示してください。
- 工事現場の周辺住民に対して、工事の概要、石綿粉じん飛散防止対策、作業時間、苦情処理体制等について事前に十分説明してください。なお、苦情が発生した場合は迅速かつ的確な対応をお願いします。
- 工事に関する標識については、届出提出後速やかに掲示し、工事の実施について周知を図ってください。
- 石綿粉じんの飛散防止対策の履行状況については、常に点検・整備を行うなど現場管理を徹底してください。
- その他工事に伴う騒音、振動、粉じん等の発生低減に努めてください。

お問合せ・届出先

〒651-0086
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST2階
環境局環境保全部環境保全指導課大気環境係
電話: 078-595-6222
FAX: 078-595-6256
URL: <http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/air/asbestos/index.html>

アスベスト除去工事等に伴う届出と規制

以下の建築物、工作物の解体・改修工事を行う際は、事前の届出が必要です。4 ページの届出要領に従い、必ず届出を行ってください。届出様式や記入例は神戸市環境局のホームページから取り出すことができます。

1. 届出対象 (大気汚染防止法第 18 条の 15、兵庫県条例第 57 条)

対象工事	特定建築材料 (吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材 ^{※1}) の解体、改造、補修作業、除去・封じ込め・囲い込みなどを行う工事	<ul style="list-style-type: none"> ・特定石綿含有材料^{※2}を含む解体・改修工事 ・延べ床面積が 1000 m²以上の建築物の解体工事 ・非飛散性石綿建材^{※3}を含む延べ床面積が 80 m²以上の建築物の解体工事
届出名称	特定粉じん排出等作業実施届	特定工作物解体等工事实施届
届出義務者	施主 (工事発注者または自主施工者)	工事施工者 (元請業者)
届出期限 (●)	除去作業にかかる養生開始日の 15 日前まで	内装解体開始日または除去作業にかかる養生開始日のどちらか早いほうの 8 日前まで
備考	<p>※1：製造又は現場施工時に石綿を意図的に含有させたり、石綿が当該建築材料の質量の 0.1 %を超えるもの。</p> <p>石綿含有ロックウール、ひる石吹付け材、石綿含有塗材 (吹付工法または施工方法が不明のもの)、ケイカル板 2 種等も対象。</p>	<p>※2：特定粉じん排出等作業に該当しない配管エルボ部分の保温材や石綿含有塗材 (吹付け工法以外で施工されたもの)。</p> <p>※3：石綿をその重量の 0.1 %を超えて含有するもの。石綿の有無が明らかでない場合は、含有とみなして工事を行うこと。</p>

-) 法律や条例条文の提出期限はそれぞれ 14 日前、7 日前となっていますが、届出日を日数の算定に加えないため、それぞれ 15 日前、8 日前までに届出が必要です。ただし、災害等非常事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。書類が整い次第速やかに提出してください。

2. 事前調査の徹底について (大気汚染防止法第 18 条の 17、法規則 16 条の 5~10)

解体等工事の受注者 (元請業者) は、工事開始日までに石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の公衆の見やすい場所へ掲示しなければなりません。ただし、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当しないもの (以下の場合) については事前調査の必要はありません。

- | | |
|---|---|
| } | <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事</u>であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの 2. 建築物等のうち<u>平成 18 年 9 月 1 日以後に改造又は補修の工事に着手した部分</u>を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等 (平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。) を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの |
|---|---|

石綿の使用がない場合も結果の掲示は必要となりますのでご注意ください。なお、当該事前調査については、石綿障害予防規則に基づく事前調査と兼ねて実施して差し支えありません。

3. 届出の提出 (大気汚染防止法第 18 条の 15、兵庫県条例第 57 条)

必要な書類などについては、4 ページの届出要領に記載しています。

4. 近隣への周知について

解体・改修工事の着手前に、石綿の有無、石綿除去の作業内容等について、近隣へ説明を行ってください。また、説明状況について「近隣対応計画書」を届出時に提出してください。

5. 施工時の注意

飛散性の石綿含有建材を対象とする工事を行う際は、作業区域の隔離など十分な飛散防止対策が必要です。詳しい作業基準については5ページをご覧ください。

非飛散性の石綿含有成形板等は、兵庫県条例の飛散防止基準（6ページ）を遵守のうえ撤去してください。

6. 標識の掲示(大気汚染防止法第18条の17、規則16条の9、10、兵庫県告示第8号の2(平成8年1月8日))

大気汚染防止法及び兵庫県条例では、事前調査結果及び標識の工事現場での掲示が義務付けられています。敷地の外から見える場所に設置してください。記載内容は法・条例で定められているとおりとし、大きさは縦35cm以上×横40cm以上としてください。標識を掲示していない場合、改善又は工事の一時停止勧告及び命令の対象となり、命令に従わない場合は罰則規定が設けられています。ただし、延べ床面積が1000㎡以上の建物の解体工事で、アスベストが無い場合は標識の掲示は不要です。

7. その他

(1) 勧告・命令(大気汚染防止法第18条の19、兵庫県条例第58条)

当該作業について作業基準に適合しないと認められた場合、作業基準に従うべきことを勧告または命令、または作業の一時停止を命ずることがあります。

(2) 報告及び検査(大気汚染防止法第26条、兵庫県条例第152条)

特定粉じん排出等作業の状況や必要な事項について報告を求めたり、解体等工事の現場に立入検査を行うことがあります。

(3) 罰則(大気汚染防止法第33条の2、34条、37条、兵庫県条例第163条、164条)

届出を怠る、虚偽の届出を行う、改善命令に従わない、報告・検査を拒む等、法律や条例の規定に違反したものに対しては、罰則が適用されることがあります。

石綿含有塗材について

平成29年5月30日の環境省通知を踏まえ、神戸市では、石綿含有塗材の除去等工事を行う場合の届出について以下の取り扱いとなります。また、除去等を行う場合には、大気汚染防止法に基づく作業基準を遵守するか、以下に示す「隔離と同等以上の効果を有する措置」を講じる必要があります。詳しくはご相談ください。

施工方法	取り扱い	届出
※下地調整材、仕上塗材の区別なし		
吹付け工法または工法不明	大気汚染防止法 「特定建築材料」に該当	「特定粉じん排出等作業実施届出」 (工作物・改修工事も対象)
吹付け以外の工法 (ローラー塗、こて塗等)	環境の保全と創造に関する条例 「特定石綿含有材料」に該当	「特定工作物解体等工事实施届出」 (工作物・改修工事も対象)

○石綿含有仕上塗材の除去等に係る粉じん飛散防止に関して「隔離措置と同等以上の効果を有する措置」と判断できる工法（平成29年5月30日付環境省通知別紙）

- ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
- ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
- ・ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
- ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
- ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
- ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法（この工法を用いる際は、作業区域の負圧養生または全面養生が必要です）

施工の際は、側面・底面へのシート養生等を行い、飛散防止対策を行うこと。

その他工法で施工する場合は、作業基準として5ページの大気汚染防止法施行規則別表7の1の項目イ～チの事項を遵守すること。

届出要領

届出に必要な書類は以下のとおりです。必要事項を記入し、期日までに提出してください。

1. 届出の提出部数

正本とその写し 計2部（写しについては受付印押印後、返却します。）

2. 提出書類

○特定粉じん排出等作業実施届出の提出書類

- ・特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の4）
- ・別紙（作業区画が複数ある場合は、作業区画毎に記入してください）

○添付書類

- (1) 委任状（発注者が届出を持参する場合は不要）
 - (2) 付近見取図（現場周辺の立地状況が分かるもの）
 - (3) 配置図（敷地境界線、標識掲示場所、工事施工場所を明記する）
 - (4) 工事工程表（石綿除去等作業の工程を明示するとともに、工事全体の主要過程を記載する）
 - (5) 標識
 - (6) 石綿分析結果報告書（みなしとする場合は不要。ただし吹付材がある場合は分析を実施すること）
 - (7) 近隣対応計画書
 - (8) 平面図、床伏図、断面図（石綿使用箇所、主要寸法、作業区画及び養生範囲と養生方法、前室の位置、負圧除塵装置位置、排気ダクト経路及び排気口の位置、作業室容量など工法に必要な情報を記載する）
 - (9) 負圧計算書（負圧養生を行う場合に添付する）
 - (10) 作業要領（作業フローや説明図等を添付する）
 - (11) 使用資材カタログ（HEPA掃除機や飛散抑制剤など、除去作業に必要なものを添付する）
- 書類様式、記入例は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/air/asbestos/tokuteihunzin.html>

□特定工作物解体等工事実施届出書の提出書類

- ・特定工作物解体等工事実施届出書（様式第14号）
- ・別紙

□添付書類

- (1) 解体工事にかかるアスベストチェックリスト（棟毎に作成すること。工作物、改修工事の場合は不要）
- (2) 現場図面（標識の掲示場所、シート養生、散水栓の位置を明示する）
- (3) 工程表（内装材撤去など作業の各工程を明示するとともに、工事全体の主要過程を記載する）
- (4) 標識（石綿含有建材がない場合は不要）
- (5) 付近見取図（現場周辺の立地状況が分かるもの）
- (6) 近隣対応計画書

特定石綿含有材料を除去するときは、以下の書類も必要です。

- (7) 作業要領
 - (8) 使用資材カタログ（HEPA掃除機、養生シートなど必要なものを添付する）
- 書類様式、記入例は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/air/asbestos/tokuteikaitai.html>

3. 工事中の届出事項の変更について

届出内容に変更が生じた際は、工期内に速やかに当課までご相談ください。

○ 大気汚染防止法に基づく作業基準（大気汚染防止法施行規則別表7 第16条の4関係）

1 解体作業(下記2・3を除く)

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料(※)を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。
- ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Z八一二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。
- チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く)を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの(下記3を除く)

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
- ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

3 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 改造又は補修作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は上記1のイからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は上記2のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。
- ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

○ 環境の保全と創造に関する条例に基づく基準（兵庫県条例 平成8年1月8日告示第8号の2）

1 粉じんの大気中への飛散を防止するための基準

- (1) 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
- (2) 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。

2 石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

- (1) 特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料（環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）第15条第2項ただし書に規定する石綿を含む建設材料で特定石綿含有材料以外のものをいう。）の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。）を設計図書等によって調査し、その結果に基づき工事の適切な施工計画が定められていること。
- (2) 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
- (3) 特定石綿含有材料の除去作業は、解体又は改修の工事に先立って実施されていること。
- (4) **特定石綿含有材料の除去作業においては、次の措置が講じられていること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する石綿粉じんの排出又は飛散を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。**
 - ア 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等で覆うなどして周辺と隔離すること。
 - イ 隔離した作業区画の出入口には、前室を設けること。
 - ウ 隔離した作業区画は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止することのできるフィルター（日本工業規格 Z4812 に規定する超高性能微粒子フィルター及びこれに準じたものをいう。）の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つこと。
 - エ 特定石綿含有材料を除去した部分には、飛散防止剤を散布すること。
 - オ 除去作業に使用した工具、資材等は、付着した石綿を取り除いた後、隔離した作業区画の外へ搬出すること。
 - カ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で掃除した後、飛散防止剤を散布し、隔離した作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。
- (5) **除去作業を行う場所へ立ち入ることができない等の理由により、(4)に定める措置を講ずることが困難な場合は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために有効であると知事が認める措置が講じられていること。**
- (6) **特定石綿含有材料の封じ込め作業又は囲い込み作業においては、次の措置が講じられていること。**
 - ア 封じ込め作業又は囲い込み作業の実施前に、特定石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じて石綿粉じんが飛散しないよう補修を行うこと。
 - イ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を防止するために飛散防止剤を使用するときも同様とすること。
 - ウ 特定石綿含有材料に、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、はく離した形跡がある場合には、作業場所の隔離、フィルターの付いた換気装置による換気等の特定石綿含有材料の除去作業に準じた作業を行うこと。
- (7) **非飛散性石綿含有材料は、切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により撤去されるものであること。ただし、作業に著しい支障が生ずるときは、散水等の石綿粉じんの飛散防止措置を講じた上で、撤去されるものであること。**
- (8) 撤去された非飛散性石綿含有材料の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。
- (9) 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業若しくは囲い込み作業又は非飛散性石綿含有材料を使用する建築物の解体作業（以下「石綿除去作業等」という。）の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に、別記の標識を掲示すること。
- (10) 石綿除去作業等の終了時においては、工事現場及びその周辺に、特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう適切な措置が講じられていること。

(別記)

2の(9)の標識は、次の事項が記載された標識で縦 35 センチメートル以上、横 40 センチメートル以上のもので、下地の色は、特定石綿含有材料を使用する建築物の解体又は改修の工事に係るものにあつては黄色、その他のものにあつては白色とする。

- (1) 石綿除去作業等を行っている旨
- (2) 届出年月日、届出先
- (3) 商号、名称又は氏名
- (4) 法人である場合の代表者の氏名
- (5) 建築物の解体・改修工事の期間
- (6) 作業期間及び作業内容
- (7) 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要
- (8) 連絡先